

広島県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十一年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
尾田歯科クリニック	呉市安浦町中央五丁目一番五四号	呉市安浦町三津口字古新開川南一番六三号	平成二〇年一月五日
石本歯科医院	安芸郡熊野町萩原九丁目一六番五号	安芸郡熊野町庄賀六四四六番一号	平成二〇年一月二五日
おかだ眼科	安芸郡熊野町萩原二丁目二番一二号	安芸郡熊野町字ソカウタ四〇六九番地一	平成二〇年一月二五日